

憲法記念日にあたっての会長談話

本日、日本国憲法の施行から71回目となる憲法記念日を迎えました。

日本国憲法は、国家よりも個人を尊重し、基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義を基本原理としています。これは、先の大戦において、多くの日本国民のみならず世界の多くの人々の生命が奪われるという、戦争の惨禍を経験した歴史を痛切に反省し、政府によって二度とこのような過ちが起こされることのないようにするという固い決意によるものです。

日本国憲法はまた、国家権力の濫用によって深刻な人権侵害が生じた歴史を教訓に、憲法によって、国家権力を制約し、為政者による恣意的な権力行使を許さないとする立憲主義を根本理念として持っています。

戦争の惨禍と多くの人権侵害を経験した日本国民は、この日本国憲法を支持し、71年間この憲法とともに歩んできました。

いま、政権与党である自由民主党により、自衛の措置及び自衛隊の存在を明記することを内容とする憲法改正が提起されようとしています。

しかし、自衛の措置や自衛隊の存在を憲法に明記することは、その内容はもちろん、規定すること自体によっても、恒久平和主義や基本的人権の尊重など、憲法の基本原理に深く影響を与える可能性があります。

したがって、こうした憲法改正の議論にあたっては、憲法の原理や理念に抵触しないかどうか、議論が尽くされなければなりません。そのためには十分な情報が広く国民に提供され、議論のための時間が十分に確保される必要があります。

福岡県弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の団体として、今般の憲法改正論議について、国民にその問題点と課題を広く明らかにし、国民が十分に検討できる機会が保障されるよう、全力で取り組む所存です。

2018年（平成30年）5月3日

福岡県弁護士会

会長 上田英友